別表第一の九十二の項中「支給」の下に「又は就職支援措置の実施」を加える。

別表第二の八の項中「地方税関係情報又は住民票関係情報」を「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）」に改め、同表の九の項中

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の十の項中

都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

を

都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の十一の項中「地方税関係情報又は住民票関係情報」を「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表の十二の項中

児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	

を

児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の十四の項中

都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

を

都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の十五の項中

児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の十六の項を次のように改める。